時事新報

避暑旅行

昨今暑氣も盛にして追ひ〳〵避暑旅行の節となりたるに就ては函根伊香保大磯興津等の温泉丼に海水浴は例年の通り繁昌を極むるとならん近來の流行は上流の官吏を始め所謂紳士紳商と稱する輩の餘風に傚染して一般に奢侈贅澤に流れ其弊習も少なからざれども元來避暑の目的は都下の紅塵炎熱を避けて山間海濱の地に清涼の空氣を呼吸し以て平生の勞を慰するものあれば常に繁雜なる事に執掌する人々に於ては數周間の遊浴、大に心身を休息して健康を養ふの利益少なからず避暑の事敢て非難なきのみか社會の人事次第に繁忙に赴き人の心身を勞するみと多きに隨ひ之を休息するの方便として寧ろ必要を感ずるみとならんなれども我輩は其旅行者が從來の如く比隣普ならざる山海の邊に逍遙して數周間の閑靜を偸む其間日月を利用して大に壯遊を試み心身を爽快にすると同時に更に利益を收めんみとを希望するものなり近來鐵道の便利開けて往來甚だ自由なれども暑中の休暇に遠方の旅行を企つる者多く例へば東京の人なれば西は函根を限り東北は日光に止まり夫れより以外舞子の景色、松嶋の眺めの如きは未だ一般に都人士の談に上らず況んや九州北海道の如きに於てをや容易に思ひ至らざる所にして遊跡僅に數十里恰も箱庭の眺めに滿足して窮屈至極なりと云はざるを得ず西洋人が常に遠遊を好むの風あるは今更ら云ふまでもなけれども彼の瑞西國は山水の明媚なる空氣の清涼なる歐洲中に其類を見ざる所なりとて夏期に至れば避暑の遊人諸國より集り中には遠く大西洋を渡りて米國より來るものも少なからずと云ふ又上海香港その他東洋に居留する外客が年々避暑の爲め日本に來遊するもの多きは現に世人の知る所にして所謂箱庭的の旅行と同日の談に非ざるを知る可し今我國人も既に暑中旅行の必要を知る以上は少しく其遊跡を廣くして遠きに出づるの工風ふを肝要なれ心身の愉快は無論なれが爲めに間接に益する所も決して尠少ならざる可し目下國内の交通は甚だ便利にして遊意一たび動けば南端北邊意の到る處即ち足の到る處なれども更に眼界を外に轉すれば上海なり香港なり其他支那朝鮮の諸港なり又は滿蠻斯傑なり何れも我定期航海線路の通ずる所にして往復の度數も少なからず倘は少しく遠きを望めば大平洋對岸の北米大陸との航程僅々十數日に過ぎざれば往復滯在に二個月を費して壯遊を試るが如き最も妙なる可し或は遠遊の金、妙ならざるに非ざれども内國の旅行と遠ひ費用の多きを如何せんとの掛念もある可しと雖も今の避暑旅行の有樣を見るに一般に贅澤虚飾を裝ひ旅中倘は紳士風の邊幅を張りて錢を貪らるゝ由なれば海外壯快の遠遊は温泉海水浴の留連に比して却て手輕に濟むの奇談もある可し或は又避暑の旅行は多くは家族を同伴して其樂を共にするものなれども日本の婦人は遠遊を好まざるが故に海外の旅行なぞは到底行はるる可らずとの故障もある可し尤もなる說にして止ひみとなくんば家族は家族にて國内の近遊を爲し男子は男子にて海外の遠遊を試みるも其樂を共にするの點に於ては變る所ある可らず況んや歸來一室の内に團欒して互に其見聞を談ずるときは談話百出して其愉快いふ可らざるものあるに於てをや遠遊の金は家族云々の放擲を以て抹殺す可きに非ざるなり思ふに此種の遠遊と指名しても本人の氣に進まざるときは兩親に於ては苟めにも之にて滿足せよと命令し勸告するの權力あるみとなし唯第二の相手を人撰して本人に相談するみと前の如くし遂に其意に適ふ者を求るのみ故に實際に於ては恰も女子が自から撰ぶに異ならず唯兩親が是れならば好からんと思ふ所の幾名を持出し其幾名の中にて撰定するまでのみとなり長者は少者よりも世故に慣れて何事に就ても知る所博し、云ふまでもなきみとなれば日本の女子は此風の結婚法に從て暗闇する者なし

千八百九十一年七月二十日　福澤たき

年少き日本の女子に斯くも從順温良にして父母を重んずるの心あるは殊勝の事なり英國の姉妹の或る部分にても此風に倣ふて必ず利益ある可し

エル チー ミード

雜報

○法官懲戒裁判の判決　昨日の紙上に記せし通り豫て世評喧しかりし大審院判事の骨牌遊戲に關する懲戒裁判は、一昨十二日の午後に至り愈々判決あり被告諸氏は遂に免訴となれり即ち判決文の寫しは左の如し

判決謄本

被告人　大審院長判事　兒嶋惟謙
同　大審院判事　中定勝
同　栗塚省吾
同　加藤祖一
同　高木豊三
同　岸本辰雄
同　鵜山貞義

當裁判所は檢事總長松岡康毅が被告等は金錢を賭し博奕を爲し判事懲戒法第一條第二號に該るべきものたるに付き同法第十二條の罰に處せらるべしとの申立に係る懲戒事件に付受命判事芹澤政温木下哲三郎の下調を充分なりと思料し其取調たる證人三好退藏南部甕男兒玉淳一郎高木秀臣今井良一近藤鎭三應當融磯部四郎桐原イシ山田ヘル小木ヨシ河野タケ柴田ハナ小幡シホ松堂エイ小澤カチ織田タマ山路ハナ桐原コウ齋藤ヘル伊藤キン山崎スヘ神谷榮藏の調書其他客人入船帳の謄本等一切の書類及檢事の意見書を閱し之を審案するに被告等は金錢を賭し博奕を爲したりと認むべき證憑一も之れ無きを以て隨て判事懲戒法第一條第二號に適するの非行なきものと判定す依て同法第二十七條第一項末段に從ひ各被告人に對し免訴する者也

但東京地方裁判所檢事正野崎啓造の囑托に依り警視廳巡査本部に於て取調べたる桐原外十七名の調書は法律に依らざる訊問に成立たる無効のものなるを以て本件審理の材料に供せず

明治二十五年七月十二日大審院に於る懲戒裁判所に於て

懲戒裁判所長　判事　原田　種成
懲戒裁判所　判事　筧　元忠
同　判事　本尾敬三郎
同　判事　寺嶋　直
同　判事　安居　修藏
同　判事　增戸　武平
同　判事　岡村爲藏

原本に依り此謄本を作る者なり

明治二十五年七月十二日大審院に於る懲戒裁判所に於て

書記　西牟田豐親

右の判決は最終の判決にして更に上訴す可らざるものなれば此にて同事件も一段落を告げたりと云ふべし尤も同裁判の結果として警視廳にて藝妓の一類を取調べたる其手續に就て或は當事者に對し多少の云々を生ずるみともあるべく又今回の反動として撿事總長に對する種々の批難も起るべきも是れは兩者共に法事に關する爭ひ執れも法事に關する同裁判所の處置に就てなれば之が爲めに如何ともするみとを得ず

○英國總撰擧の準備　見書大要は昨日の紙上に記ねるに聯合自由黨の領袖グラッドストーン氏の名を呼び二十四日夕刻より英國西部に於て演說したり元來同市は再び口を開き凡そ三十分間を費して自由主義はグラッドストーン氏や否や不滿の聲を發するやら登りて數言を發するやら騷動容易ならず遂に警官の爲めに殆んど口を開くを得ざるに至れり後ろに控へし過激黨の者あり）其前後母に從ひ集會の家を訪ふみとあれども自身にあらざれば餘り多辨に話すみとを禁ずるものにはなけれども年少き男子に面會して談話するみとは甚だ稀なり其面會は唯客會等の席のみにて席上には必ず年長婦人の之に伴ふ者あらざるはなし思ふに此習慣は封建時代に行はれたる風俗より來りし次第なれば男子より女子に向て直接に申込むを得ざるの機會なきは勿論なるが故に兩親が娘の爲めに謀りて最早や結婚の年頃なりと思へば其知人と相談し適當なる配偶を撰ぶみとなり

日本の風俗習慣を知らざるみとを以て娘の婚事を自由にし本人の意を以て其遺風なる可し斯る次第なれば男子に向て直接に申込むを得ざるの機會なきは勿論なるが故に兩親が娘の爲めに謀りて最早や結婚の年頃なりと思へば其知人と相談し適當なる配偶を撰ぶみとなり

日本の風俗習慣を知らざるみとを以て娘の婚事を自由にし本人の意を以て其遺風なる可し斯る次第なれば男子に向て直接に申込むを得ざるの機會なきは勿論なるが故に兩親が娘の爲めに謀りて最早や結婚の年頃なりと思へば其知人と相談し適當なる配偶を撰ぶみとなり

日本女子の生活

日本上流社會女子の生活は今正に大變革の時に際し即ち閉居より自由に移るの時にして殆んど標準なきものなり其教育の風とても機々にして何れを夫れと定すみとさへ易からず或は寄宿學校に入る者あり又或は一切學校には入らずして自宅に教師を招きて學ぶ者あり此種の女學生は大抵皆英語を稽古する中にも自宅脩業の者は専ら音樂丼に針仕事を以て課業の大切なるものとす二十餘年前までは女子の教育は甚だ不行屆にして文學なぞは先づ以て不用なりとせしも前記の如し生活の大變革と云ふ教育の模樣凡そ右の如くにして十七八歳にもなれば音樂針仕事は格別、他の文學脩業は之を廢するの常にし

○法官懲戒裁判の判決　昨日の紙上に記せし通り豫て世評喧しかりし大審院判事の骨牌遊戲に關する懲戒裁判は、一昨十二日の午後に至り愈々判決あり被告諸氏は遂に免訴となれり即ち判決文の寫しは左の如し

判決謄本

被告人　大審院長判事　兒嶋惟謙
同　大審院判事　中定勝
同　栗塚省吾
同　加藤祖一
同　高木豊三
同　岸本辰雄
同　鵜山貞義

當裁判所は檢事總長松岡康毅が被告等は金錢を賭し博奕を爲し判事懲戒法第一條第二號に該るべきものたるに付き同法第十二條の罰に處せらるべしとの申立に係る懲戒事件に付受命判事芹澤政温木下哲三郎の下調を充分なりと思料し其取調たる證人三好退藏南部甕男兒玉淳一郎高木秀臣今井良一近藤鎭三應當融磯部四郎桐原イシ山田ヘル小木ヨシ河野タケ柴田ハナ小幡シホ松堂エイ小澤カチ織田タマ山路ハナ桐原コウ齋藤ヘル伊藤キン山崎スヘ神谷榮藏の調書其他客人入船帳の謄本等一切の書類及檢事の意見書を閱し之を審案するに被告等は金錢を賭し博奕を爲したりと認むべき證憑一も之れ無きを以て隨て判事懲戒法第一條第二號に適するの非行なきものと判定す依て同法第二十七條第一項末段に從ひ各被告人に對し免訴する者也

但東京地方裁判所檢事正野崎啓造の囑托に依り警視廳巡査本部に於て取調べたる桐原外十七名の調書は法律に依らざる訊問に成立たる無効のものなるを以て本件審理の材料に供せず

明治二十五年七月十二日大審院に於る懲戒裁判所に於て

懲戒裁判所長　判事　原田　種成
懲戒裁判所　判事　筧　元忠
同　判事　本尾敬三郎
同　判事　寺嶋　直
同　判事　安居　修藏
同　判事　增戸　武平
同　判事　岡村爲藏

原本に依り此謄本を作る者なり

明治二十五年七月十二日大審院に於る懲戒裁判所に於て

書記　西牟田豐親

右の判決は最終の判決にして更に上訴す可らざるものなれば此にて同事件も一段落を告げたりと云ふべし尤も同裁判の結果として警視廳にて藝妓の一類を取調べたる其手續に就て或は當事者に對し多少の云々を生ずるみとをもあるべく又今回の反動として撿事總長に對する種々の批難も起るべきも是れは兩者共に法事に關する爭ひ執れも法事に關する同裁判所の處置に就てなれば之が爲めに如何ともするみとを得ず

○スタンレー氏の失敗　スタンレー氏の候補を擧げたるスタンレー ランベスの候補區に於て演說したるに妨げられて中頃は餘り